

宇和島市国土強靱化地域計画 【概要版】

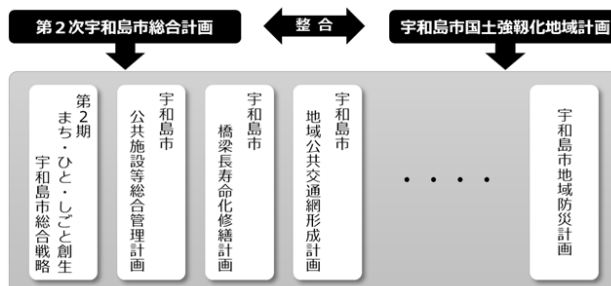
1. 国土強靱化の基本的な考え方

1.1. 国土強靱化地域計画の目的

国や県では、「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。（平成30年12月見直し））及び「愛媛県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。（令和2年3月修正））を作成し、災害に強い強靱な県土づくりを目指す総合的な地域づくりを進めており、本市においても、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、「宇和島市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

1.2. 本計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定し、国基本計画及び県地域計画と調和を図りながら策定し、第2次宇和島市総合計画との整合を図りながら、本市の他の計画等の指針となるものである。



1.3. 計画期間

計画期間は、第2次宇和島市総合計画に合わせて、令和9年度までとし、必要に応じて見直しする。

1.4. 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 被害の迅速な復旧復興が図られること

1.5. 基本的な方針

- ① 地域特性等を踏まえた施策の推進
本市における気候・地形等の特徴や災害リスク等をはじめとして、少子高齢化や人口減少、過疎化など本市の状況を踏まえ、長期的な観点から計画的に取組みを推進する。
- ② 効率的・効果的な施策の推進
国や県、県内の市町、市民や事業者等と連携し、一体となって取組みを進めていくほか、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、限られた財源を有効に活用するために施策の重点化を図るなど、効率的かつ効果的に取組みを進める。
- ③ 他計画との調和
本市の他の計画等と調和を図るとともに、強靱化に資する地域活性化の観点を踏まえ、総合的に取組みを進める。

2. 本市の特性と対象とする災害

2.1. 本市の特性

- (1) 地形：市の西側はリアス式海岸。東側は急峻な地形。
- (2) 気候：降水量は夏期に多く、多い年で年間2,500mmを超える。
- (3) 人口：昭和55年から一貫して減少。一方、老年人口は増加傾向。

2.2. 対象とする自然災害

- (1) 風水害
- (2) 南海トラフ巨大地震

3. 脆弱性評価と強靱化の推進方針

3.1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国基本計画を踏まえ、8 項目の「事前に備えるべき目標」と 30 項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標	
①	直接死を最大限防ぐ
②	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③	必要不可欠な行政機能は確保する
④	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤	経済活動を機能不全に陥らせない
⑥	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3.2. 強靱化の推進方針

脆弱性の評価結果を踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針を設定した。※推進方針は次頁以降に記載

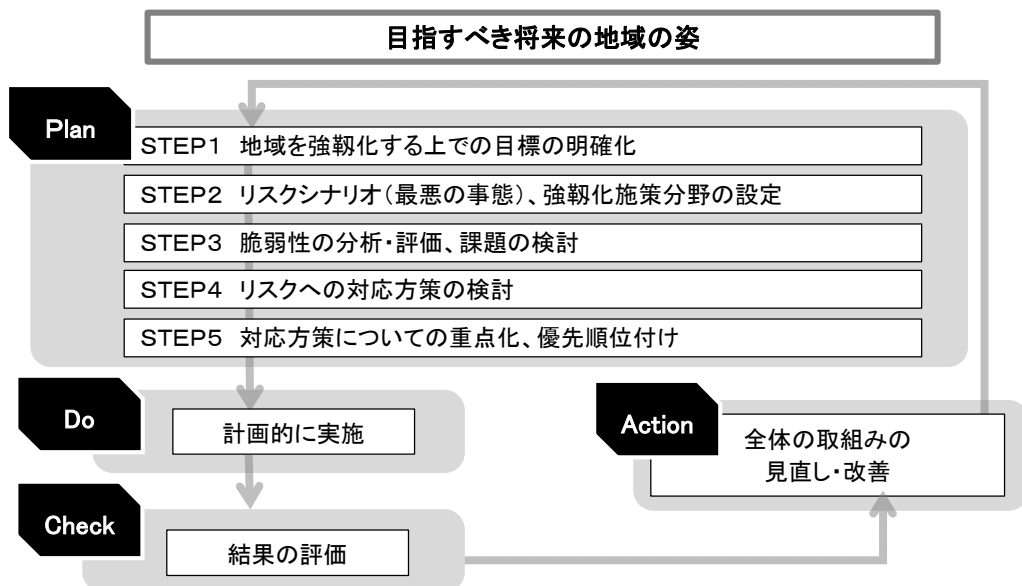
4. 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、県地域計画と連携を図りながら、「人命保護」を最優先に、強靱化に資する「緊急性」や「効果の大きさ」等を踏まえて、15 項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点化プログラムとして設定した。

5. 計画の推進

本市における強靱化を着実に推進するため、本計画に基づき各施策を実施するとともに、定期的に計画の進捗状況や達成状況を分析・評価し、必要に応じて見直しを行う。

本計画は、国や県、市民、事業者等と連携して取組みを推進する。



リスクシナリオごとの推進方針

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	主な推進方針
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	○公共施設等の耐震化・防災対策
		○民間住宅等の耐震化・防災対策
		○社会インフラの防災対策
		○市民・民間施設等の災害対応能力の向上
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○津波避難計画等の策定
		○公共施設等の防災対策
		○海岸保全施設や社会インフラの防災対策(整備・耐震化)
		○住民の避難対策(早期避難の徹底)
	1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水、大規模土砂災害や暴風雪、豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	○河川構造物や排水施設等の整備、維持管理
○土砂災害防止施設の防災対策		
○ため池等農業用施設等の対策		
○情報伝達体制の強化		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○非常用備蓄の促進
		○支援物資・エネルギー供給の受入体制等の整備
		○輸送路の確保等
		○水道施設の耐震化等
	2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生	○道路や港湾等における防災対策の強化
		○孤立地域発生時の早期の復旧体制の整備
		○孤立地域対策の充実
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	○救助・救急機関等との連携強化
		○警察・消防施設の耐震化や資機材等の充実
		○自主防災組織、事業所等の救助・救急活動
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	○帰宅困難者等への対策
		○公共交通機関等との連携強化
	2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺	○災害時の医療体制等の充実強化
		○保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
○エネルギー供給の長期途絶対策		
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○疫病・感染症等対策の整備	
	○遺体の措置対策等の体制整備	
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○避難所運営体制の強化、避難所環境の向上	
	○福祉避難所の指定促進、運営体制の支援	
	○保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化	
	○下水道対策による衛生面の悪化防止	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○行政機能の確保(業務継続計画(BCP)の作成・推進)
		○行政機能の確保(庁舎の耐震化等)
		○行政機能の確保(災害対策本部の機能強化)
		○行政機能の確保(通信・情報共有システムの充実)
		○治安の維持

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	主な推進方針	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○防災拠点施設等における通信の確保 ○通信事業者との連携強化	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○テレビ・ラジオ放送の中断等対策	
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○災害情報の伝達手段の多重化・多様化 ○適切な避難勧告等の発令	
		○市民の避難意識等の向上 ○災害弱者対策の推進	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下	○サプライチェーンの寸断対策 ○エネルギー供給体制の確保	
	5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響	○金融機関における防災対策の推進	
	5-3 食料等の安定供給の停滞	○農業生産基盤等の整備、食料等の供給体制の確保	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止	○ライフライン事業者の防災対策の推進 ○エネルギー供給の多様化	
	6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○排水・汚水処理施設の防災対策の推進	
	6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止	○交通ネットワークの維持 ○港湾・漁港施設等の防災対策	
	6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全	○早期の復旧体制の整備	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生	○市街地火災への対策 ○海上・臨海部の広域複合災害対策 ○建物倒壊による交通麻痺からの早期の復旧体制の整備	
	7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	○ため池等の防災対策 ○堤防・護岸等の防災対策	
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	○有害物質の拡散・流出対策	
	7-4 農地、森林等の被害	○農地等の荒廃防止対策 ○森林等の荒廃防止対策	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	○災害廃棄物処理体制の構築 ○災害廃棄物処理への協力体制の構築	
	8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態	○建設事業者等との連携 ○ボランティアやNPO等との連携 ○地域コミュニティの活性化（復旧・復興を担う人材等の確保） ○事前復興の検討	
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○文化財の防災対策
		8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ	○罹災証明書等の速やかな発行に向けた体制整備 ○住まいの再建支援 ○生活再建に関する支援制度の理解 ○事前復興の検討・復興対策
	8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	○風評被害等への対策	